

No.	所管課	事務事業名称	概 要	今年度特筆すべき事項	進捗状況	今年度における成果及び今後の予定 (左記の「進捗状況」において、「△」もしくは「×」を選択した場合は、その理由や今後の予定を記入してください。また、「○」の場合にも特記事項があれば記入してください。文体は「です・ます調」にしてください。)
209	子育て支援課	子ども・子育て支援対策事業	子ども・子育て支援計画の進捗状況の把握、評価を行うとともに、次の事業を行っています。①3人乗り電動アシスト付き自転車の貸出②青少年の健全育成③お出かけサポートタクシー④子育てタウンアプリ		○	
210	子育て支援課	家庭児童相談室運営事業	家庭における養育技術や家庭内における家族や人間関係に関する事項等の相談業務を専門職により行っています。		○	
211	子育て支援課	児童福祉支援事務	児童福祉法第25条の2の規定に基づき、ふじみ野市要保護児童対策地域協議会設置要綱を定め、同協議会を運営しています。養育支援訪問事業では、養育支援員が、虐待がある家庭、虐待に及びそうな家庭の訪問を行い、適切な支援を行っています。		○	
212	子育て支援課	子育てふれあい広場運営事業	乳幼児を子育て中の家庭に交流の場を提供するとともに、子育てに関する情報の提供、助言及び乳幼児の一時預かりを実施しています。		○	
213	子育て支援課	子育て支援センター運営事業	妊娠期から子育て期における切れ目のない支援を目指し、子育て親子の交流の場の提供、育児不安等についての相談指導、子育てサークルの育成支援、子育て講座の開催、子育てに関する情報提供等を行っています。	保健センターとの連携のもと子育て世代包括支援センターを立ち上げ、双方の取組により子育てコンシェルジュ事業の機能強化を図ります。また、(仮)大井子育て支援センターの新設に向け整備を行います。	○	保健センターとの連携による子育て世代包括支援センターでは、情報提供及び支援内容を共有し、妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目ない支援を実施しています。また、(仮)大井子育て支援センターは4月2日の開所に向け3月28日に整備が完了しました。開所後は「基本型」+「母子保健型」のワンストップ拠点として、妊産婦も含めた「利用者支援」「地域連携」を行います。
214	子育て支援課	こども医療費支給事業	入院・通院に係る医療費のうち、保険診療による自己負担金分を支給しています。		○	
215	子育て支援課	児童発育・発達支援センター運営事業	平成27年4月からフクトピア2階に児童発育・発達支援センターを開設し、法内事業として児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業、保育所等訪問支援事業等を行い、市単独事業として巡回相談、発育・発達相談、親子療育教室等を実施しています。	平成29年度から市単独事業として、3歳児以上の就園児のフォロー教室、SST療育、ペアレントトレーニング、幼稚園・保育所(園)等の先生を対象とした学習会を新規に実施します。	○	市単独事業は様々な事業を展開しており、利用の割合から見ても多くの事業において市民ニーズが高い状況です。この状況を踏まえ、平成30年度については、巡回相談、発育相談、5歳児向け療育事業、親子療育教室等、市民ニーズに応えるべく、事業の拡大を予定しており、より一層の充実を図ります。
216	子育て支援課	児童扶養手当支給事務	児童扶養手当法に基づき児童扶養手当を支給しています。支給することにより、ひとり親で子供を育てる家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的としています。		○	
217	子育て支援課	ひとり親家庭等資金支援事業	ひとり親家庭の生活相談・就労相談を受けて、助言・支援を行うとともに、就労し自立した生活を送るために、資格取得にむけた支援事業を行います。		○	
218	子育て支援課	ひとり親家庭等医療費支給事業	ひとり親家庭等に係る入院・通院に係る医療費のうち、保険診療による自己負担金分を支給しています。ただし、受給対象者の資格要件として所得制限があり、住民税課税世帯には一部自己負担金があります。		○	

No.	所管課	事務事業名称	概 要	今年度特筆すべき事項	進捗状況	今年度における成果及び今後の予定 (左記の「進捗状況」において、「△」もしくは「×」を選択した場合は、その理由や今後の予定を記入してください。また、「○」の場合にも特記事項があれば記入してください。文体は「です・ます調」にしてください。)
219	子育て支援課	母子支援事業	DVや経済的問題等様々な理由により安心した生活が脅かされている母子等に対し、関係機関と連携しながら安全・安心な環境を確保し、自立に向けた支援をしています。		○	
220	子育て支援課	放課後児童クラブ管理運営事業	ふじみ野市立放課後児童クラブ(指定管理者による運営)の監督、モニタリング、保育料の徴収とともに、風の里、ゆずり葉児童クラブ(民設民営)への委託事業、富士見特別支援学校放課後児童クラブへの委託事業、教育事務委託に伴う近隣市の越境通学児童の受け入れを行っています。		○	
221	子育て支援課	放課後児童クラブ整備事業	放課後児童クラブ児童数等を推計し、将来にわたる適正規模をシミュレーションしながら、順次計画的に整備をすすめています。	平成29年度は三角放課後児童クラブの整備を行います。	○	三角放課後児童クラブは、整備終了後、速やかに新施設での供用を開始しています。平成30年度は、狭隘化を解消すべく亀久保放課後児童クラブ、また、施設が老朽化している西原放課後児童クラブの2施設の整備を行います。
222	子育て支援課	児童センター管理事業	児童と保護者のため、安全で安心な居場所づくり、子育て世代の交流の場、地域児童福祉施設の拠点として、指定管理者による民間の専門的なノウハウを活用し、利用者のニーズに応えられる事業の展開をしています。		○	
223	子育て支援課	児童手当支給事務	児童手当法に基づく児童手当を支給しています。支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次世代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的としています。		○	
224	保育課	児童福祉施設管外委託事業	保護者の勤務先等の都合で他市町村へ保育を委託するための申請書類の受付、他市との調整事務を行っています。		○	
225	保育課	家庭保育室運営事業	保育を必要とする0～2歳児の乳幼児の保育を市が指定した家庭保育室に委託します。市が保護者に対し基本保育料の一部の家庭収入に応じた額を負担し、家庭保育室に経費の一部を委託費として支払います。		○	
226	保育課	幼稚園就園奨励事業	市内および市外の幼稚園に対し、国庫補助である就園奨励費制度を利用し、幼稚園就園奨励費補助金を交付し保護者の就園に係る費用負担の軽減を図り、幼児教育の振興を図ります。		○	
227	保育課	保育所入所事務	市内認可保育所への入所児童の申請受理・選考を行います。保育所に入所している児童の保護者が、保育所の入所の基準を満たしているかどうかを審査、指導し、保育所に入所している世帯の保育料の算定・徴収事務等も行っています。		○	
228	保育課	市立保育所管理運営事業	公立保育所における保育が安全かつ安心して行えるようにソフト・ハード両面からの環境づくりを行います。臨時的任用保育士等の人事管理、完全給食の実施支援、施設維持管理修繕など入所児童を安全に保育するために、施設の運営管理を行います。		○	

No.	所管課	事務事業名称	概 要	今年度特筆すべき事項	進捗状況	今年度における成果及び今後の予定 (左記の「進捗状況」において、「△」もしくは「×」を選択した場合は、その理由や今後の予定を記入してください。また、「○」の場合にも特記事項があれば記入してください。文体は「です・ます調」にしてください。)
229	保育課	民間保育園運営事業	待機児童の解消に向け、民間保育園に委託し保育環境の充実を図っています。児童の処遇向上、職員の処遇改善及び施設整備等のために、ふじみ野市民間保育所補助金交付要綱に基づき補助を行い保育環境の改善に努めます。	認可保育所への運営・管理に関する支援を一層強化してまいります。	○	0歳から5歳児までの社会福祉法人認可保育園1園が増え、国の保育士処遇改善加算に加え市単独負担で給与改善補助や賃借料補助を行うとともに保育環境の維持向上に努めました。なお、次年度開設に向け保育所、認定こども園及び小規模事業保育所整備を支援し定員を増やした結果、来年度入所二次選考後の待機児童数が昨年に比べ80%減少しました。(H28:25人→H29:5人) 保留児童数56%減(H28:144人→H29:64人)
230	保健センター	保健センター管理運営事業	健康管理システムの活用をはじめ、骨髄移植ドナー助成金の交付、保健事業計画を掲載した健康カレンダーの作成及び全戸配布、献血の普及促進等を実施しています。	【健康管理システムとは、妊娠期から高齢期までの健康に関するデータを蓄積し、生涯に渡る切れ目ない子育てで支援や健康づくり支援に活用するシステムです。】	○	平成29年度に実施した各種健(検)診、予防接種等のデータを健康管理システムにデータを蓄積することで、市民の健康相談等に活用していきます。また、骨髄移植ドナーの助成制度の利用者は1件でした。
231	保健センター	AED普及・啓発事業	市内公共施設等への来庁者が心肺停止状態になったときに、救急車の到着までの間AEDの使用や胸骨圧迫、人工呼吸を施し当該来庁者等を救命することを目的として実施します。		○	平成29年11月、運動公園でテニスをしていた男性が、心肺停止状態となりましたが、救急車が到着するまでの間、運動公園に設置してあるAEDを使用したことで、一命をとりとめることができました。
232	保健センター	母子保健包括支援事業	母子健康手帳の交付、妊婦健康診査に関すること、子育て世代包括支援センターとしての事業実施、産後健診の推進等、4事業を実施しています。	今年度立ち上げる子育て世代包括支援センター事業では、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行い、妊娠初期にケアプランの作成、妊娠後期に「お便り」を通知、出産後は、赤ちゃん訪問、母乳相談、育児相談、産後うつ相談等を実施していきます。	○	平成29年4月、子育て世代包括支援センターを保健センター内に設置し、妊娠期や子育て期の母子に対する支援を行いました。また、平成30年度から産後ケア事業に取組むとともに、不妊治療に対する助成制度を創設します。
233	保健センター	乳幼児健康診査事業	乳幼児の疾病または異常の早期発見に努め、適切な保健指導を行い、健やかな発育発達を促すための支援をしています。	平成28年10月から稼働している健康管理システムを活用しながら、未受診者の状況把握を徹底していきます。	○	
234	保健センター	母子健康教育・相談事業	妊娠期から出産・育児期における母子に向け、各時期に応じた健康や育児、発育発達等に関する教育・相談・訪問等について支援をします。	今年度から市内在宅療養児とその保護者に向けて、集まる場を設け、相互の交流や情報交換等をはかる支援を行います。	○	平成29年11月、在宅療養児とその保護者が主催する交流会に、保健センターの会場を提供し、相互の交流や情報交換等をはかるための支援を行いました。
235	保健センター	母性・乳幼児訪問指導事業	新生児訪問、乳児家庭全戸訪問事業のほか、乳幼児健診の事後フォロー、健診未受診者の把握や妊婦への保健指導のために乳幼児・保護者・妊婦などへ訪問を実施しています。	今年度立ち上がる子育て世代包括支援センターと連携し、切れ目のない子育て支援を充実させていきます。	○	
236	保健センター	予防接種A類疾病事業	予防接種法に基づき、伝染の恐れがある疾病の発生及びまん延を予防するために次の種類を実施しています。①ヒブ、②小児用肺炎球菌、③B型肝炎、④四種混合、⑤不活化ポリオ、⑥BCG、⑦麻しん風しん混合、⑧水痘、⑨日本脳炎、⑩二種混合、⑪子宮頸がん		○	
237	保健センター	予防接種B類疾病事業	予防接種法に基づき、個人の発病又はその重症化を防止するため、高齢者インフルエンザ、高齢者肺炎球菌の2種類の予防接種を実施しています。	高齢者インフルエンザ予防接種の接種期間について、今年度より1か月延長され、10/20～翌年1/31までとなります。また、高齢者肺炎球菌予防接種の対象者のうち、未接種者に対して1月に個別通知を行います。	○	高齢者肺炎球菌予防接種対象者のうち、未接種者に対して1月末に接種勧奨通知を行い、接種率の向上及び高齢者の疾病予防に努めました。

No.	所管課	事務事業名称	概 要	今年度特筆すべき事項	進捗状況	今年度における成果及び今後の予定 (左記の「進捗状況」において、「△」もしくは「×」を選択した場合は、その理由や今後の予定を記入してください。また、「○」の場合にも特記事項があれば記入してください。文体は「です・ます調」にしてください。)
238	保健センター	各種がん検診事業	健康増進法及びがん対策基本法に基づき次の検診を実施しています。個別がん検診は、肺がん、大腸がん、子宮頸がん、胃がんリスク検診(ABCD検診)。集団がん検診は、胃がん(バリウム検査)、乳がん(視触診・マンモグラフィ)、前立腺がん。	乳がん検診無料クーポン(今年度41歳)、子宮頸がん検診無料クーポン(今年度21歳)については、対象者の方へ郵送します。	○	平成30年度から、東入間医師会の協力のもと2市1町内の実施医療機関で、胃内視鏡検診を実施します。
239	保健センター	地域健康推進事業	行政と地域住民をつなぐ役割を担う住民組織を支援し、協働して事業等を行います。市から委嘱または補助金の交付を行います。	今年度は保健推進員を新規に委嘱します(任期:2年)。新たな各自治組織(町会・自治会)からの推薦拡充を目指します。	○	保健推進員の委嘱状況は、H28年度は89人に委嘱(57自治組織中、48地区に委嘱)しましたが、H29年度は91人(53自治組織)に委嘱することができました。各地区における健康増進のキーパーソン役とともに、地域健康教育を推進する保健センターとの橋渡し役として活躍しています。
240	保健センター	運動指導事業	運動機器を活用した自主的な運動を推進することにより、市民等の生活習慣病の予防及び体力の維持増進を図り、健康寿命の延伸及び生活の質の向上に資することを目的として実施します。		○	平成30年4月から運動指導室は、上野台体育館の分室として位置づけることになり、更なる市民の健康増進及び体力の向上に向けた事業展開を図ることを予定しています。
241	保健センター	感染症対策事業	感染症の拡大を予防するため、手指消毒薬・マスク等の物品を購入し管理しています。	新型インフルエンザ等対策行動計画に基づく業務継続計画(BCP)を策定します。	○	平成29年10月に新型インフルエンザ等行動計画に基づく、業務継続計画(BCP)を策定しました。
242	保健センター	歯科口腔保健推進事業	歯科口腔保健に関する事業を実施します。啓発の場として、ふじみ野市歯科医師会と共催で、元氣・健康フェア(歯の健康フェア)、講演会、健康教育、歯の健康相談等を実施しています。	市歯科医師会の協力を得て、5/28(日)「歯の健康フェア」、10/19(木)に「歯と口の講演会」を開催します。	○	
243	保健センター	未熟児養育医療事業	身体機能が未熟なまま生まれ入院治療を要する児に対し、その治療に必要な医療費(自己負担相当分)を市が公費負担しています。また、児の入院中及び退院後は訪問指導を行い、未熟児及び母親に対して保健指導を行っています。		○	
244	保健センター	救急医療支援事業	休日の日中・夜間において、急な病気やけがの際に、適切な医療が受けられるよう、東入間医師会及び市内医療機関と連携し、初期救急医療の体制の充実及び初期救急医療では対応できない入院又は手術が必要な救急患者に対応する二次救急医療体制の整備を図っています。		○	
245	保健センター	地域医療連携推進事業	市の保険事業を円滑に進めるため、市の医師会・歯科医師会と連携し、ふじみ野市の地域医療の充実を図っています。		○	
246	保健センター	成人保健事業	健康増進法に基づき、一人ひとりが自ら生活習慣を見直し、行動変容に繋げられるよう、個別面接や訪問、健康教育を通じて情報提供及び支援を行っています。また、継続して生活改善を実践できるよう支援しています。		○	
247	保健センター	こころの健康推進事業	自殺対策基本法に基づき、自殺予防対策事業の一環としてこころの相談やゲートキーパー研修の実施、啓発活動を実施しています。また、自治体における自殺関連事項の実態把握及び、庁内における連携強化のために、継続的に庁内連絡会議を行なっています。	臨床心理士により、こころの個別相談会を毎月実施していきます。また、年に数回精神科医による相談も実施していきます。	○	平成29年度の実績は、臨床心理士による「こころの健康個別相談」10回開催、精神科医による「こころの相談」2回開催、相談件数は合計23件。ゲートキーパー養成研修3回開催、参加者合計110人。こころの健康セミナー「睡眠力の高め方」1回開催(3/9開催。参加者43人。)

No.	所管課	事務事業名称	概 要	今年度特筆すべき事項	進捗状況	今年度における成果及び今後の予定 (左記の「進捗状況」において、「△」もしくは「×」を選択した場合は、その理由や今後の予定を記入してください。また、「○」の場合にも特記事項があれば記入してください。文体は「です・ます調」にしてください。)
248	保健センター	後期高齢者健康診査事業	後期高齢者医療の被保険者を対象に、健康診査を実施しています。実施期間は、6月1日から11月30日までで、健診項目は、ふじみ野市国民健康保険特定健康診査の診査項目に準じています。		○	
249	保健センター	元気・健康づくり推進事業	市民が地域で健康に暮らすために、健康づくりをさらに推進し、事業活動等の充実を図ります。市民の健康寿命の延伸を実現するために、ふじみ野市の健康づくりの柱となっている、生活リズム・生活習慣病の予防・栄養・食生活・身体活動・運動・歯の健康に関する事業を展開します。	「元気・健康マイレージ事業」は平成29年度参加者1,000人を募集し、昨年度の参加者と合わせて2,000人の規模で実施します。計画期間が平成30年度からの「(仮称)ふじみ野元気・健康プラン」を策定します。	○	元気・健康マイレージ事業は、平成29年度参加者924人と平成28年度参加者1,126人を合わせて、合計2,050人の参加者により実施しています。また、「ふじみ野元気・健康プラン」は、健康増進、食育推進、歯科口腔、いのち支えあい(自殺対策)の4つの計画を1冊にまとめた計画書とし、平成30年10月からスタートします。
250	保健センター	特定健康診査等事業	高齢者の医療の確保に関する法律及び国の示す基本方針等に基づき、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した生活習慣病のための健診・保健指導を行っています。また、生活習慣病の重症化が懸念される人に適切な医療受診勧奨と保健指導を行っています。	第2期データヘルス計画及び特定健康診査第3期実施計画を策定します。	○	平成28年度の特定健康診査の受診率等が平成29年10月に法定報告として公表され、受診率46.3%(県内市部門第4位)、特定保健指導実施率は42.0%(県内市部門第2位)でした。また、平成30年3月に、「第2期データヘルス計画」及び「第3期特定健康診査実施計画」を策定し、両計画ともに平成30年4月からスタートします。
251	保健センター	疾病予防事業	年齢が30歳以上の国保加入者が医療機関において人間ドックを受検した場合に助成を行っています。	今年度から、脳ドック単独受検者についても検査料補助対象となります。	○	

【進捗状況の判断基準】
○ :達成・ほぼ達成
△ :あまり達成できなかった
× :達成できなかった・未着手